

平成二十二年一月二十一日提出  
質問 第二一六号

独立行政法人・特殊法人の役員公募の選考に関する質問主意書

提出者 後藤田正純

## 独立行政法人・特殊法人の役員公募の選考に関する質問主意書

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業で、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、または一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人であり、特殊法人は、政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、特別の法律によつて独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人とされている。

国民生活に密接に関係しているこれら独立行政法人・特殊法人について、昨年末に役員公募が行われたが、役員公募での選考に関し、次の事項について質問する。

- 1 公募役員の選考方法はどこで誰が決めたのか。
- 2 選考にかかわった委員は、どのような方法で、誰が人選したのか。

- 3 公募役員の選考基準については、どのような基準で、どこで誰が決めたのか。
  - 4 選考委員にはどのような権限が与えられたのか。
  - 5 独立行政法人・特殊法人ごとの選考に係る経費、及び経費の総額並びにその経費はどの事業の予算が使われたのか。
  - 6 独立行政法人・特殊法人の所管省庁の政務三役は選考委員の決定をどのように扱ったのか。
  - 7 所管省庁ごとの選考委員の選考結果と政府の選考結果を明示するとともに、今後の政府の独立行政法人・特殊法人の役員公募への方針を示されたい。
- 右質問する。